

気候変動に関する国際交渉の状況

環境省地球環境局

気候変動に関する国際交渉の経緯

1990

条約採択
(1992)

条約発効
(1994)

先進国に対して、法的拘束力ある数値目標の設定(途上国は削減義務なし)

2000

COP3
京都議定書採択
(1997)

先進国・途上国の2020年の削減目標・行動のルールを設定

京都議定書発効
(2005)

2020年以降の、全ての国が参加する新たな枠組み(2015年のCOP21で合意すべく交渉中)

2010

京都議定書第1約束期間
(2008-2012)

COP16
カンクン合意
(2010)

COP17
ダーバン・プラットフォーム
(2011)

2020

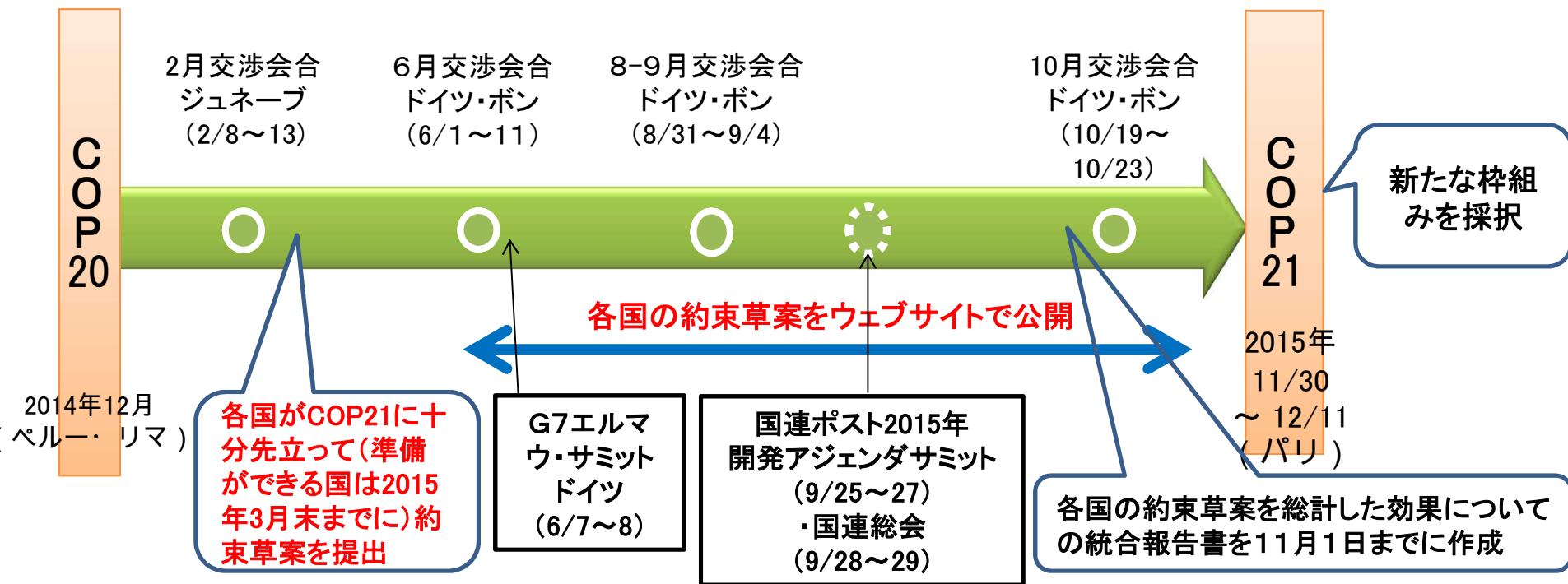
京都議定書第2約束期間
(2013-2020)
※我が国は参加せず

2020年までの削減目標・行動を条約事務局に登録・実施
※我が国は現時点の目標として、2005年度比3.8%減を登録

COP21
新枠組みに合意予定
(2015)

新枠組みの発効

2020年以降の枠組み合意に向けた道筋



日本の対応：

- 平成27年7月17日、地球温暖化対策推進本部において、「日本の約束草案」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出。
- 本年末に開催されるCOP21での、全ての国が参加する公平かつ実効的な枠組み構築に向けて、引き続き交渉に積極的に貢献。

約束草案 主要各国の提出状況 (2015年7月末時点)

- 各国はCOP21に十分先立って、2020年以降の約束草案(削減目標案)を提出。〈COP19決定〉
- 21か国及びEU(計49カ国)が提出(世界のエネルギー起源CO2排出量の約7割)。
- 先進国(附属書I国)はほぼ提出済み。非附属書I国でも中、韓、メキシコ等が提出。

主な提出国	内容	提出時期
先進国 (附属書I国)		
米国	2025年に-26%~-28%(2005年比)。28%削減に向けて最大限取り組む。	2015年3月31日提出
EU	2030年に少なくとも-40%(1990年比)	2015年3月6日提出
ロシア	2030年に-25~-30%(1990年比)が長期目標となり得る	2015年4月1日提出
日本	2030年度に2013年度比-26.0%(2005年度比-25.4%)	2015年7月17日提出
カナダ	2030年に-30%(2005年比)	2015年5月15日提出
スイス	2030年に-50%(1990年比)	2015年2月27日提出
ノルウェー	2030年に少なくとも-40%(1990年比)	2015年3月27日提出
ニュージーランド	2030年に-30%(2005年比)	2015年7月7日提出
途上国 (非附属書I国)		
中国	2030年までにGDP当たりCO2排出量-60~-65%(2005年比)。2030年前後にCO2排出量のピークを迎える。	2015年6月30日提出
韓国	2030年までに-37%(BAU比)	2015年6月30日提出
メキシコ	2030年にGHG等を-25%(BAU比)。(GHG-22%、ブラックカーボン-51%に相当。2026年にGHG排出量のピーク)	2015年3月28日提出
シンガポール	2030年までにGDP当たり-36%(2005年比)	2015年7月3日提出

※上記のほか、下記の国が提出済み。

- ・ガボン(2025年に、対策無しケースと比べて-50%)
- ・リヒテンシュタイン(2030年に-40%(1990年比))
- ・アンドラ(2030年に-37%(BAU比))

- ・モロッコ(2030年に-32%(BAU比))
- ・エチオピア(2030年に-64%(BAU比))
- ・ケニア(2030年に-30%(BAU比))

- ・セルビア(2030年までに9.8%削減(1990年比))
- ・アイスランド(2030年に-40%(1990年比))
- ・マーシャル諸島(2025年に-35%,
2030年に-45%(2010年比))
- ・モナコ(2030年までに-50%(1990年比))

COP21について

開催日時：2015年11月30日(月)～12月11日(金)(うち、2週目は閣僚級)

開催国：パリ(フランス) 議長：ファビウス仏外相(予定)

会場：Le Bourget Parc des Expositions(ル・ブルジェ・エキシビジョンセンター)

※例年のCOP以上にハイレベル、また多数の参加が想定される。

- ・ 仏は首脳級の参加も検討。
- ・ 民間企業、地方公共団体等の取組も含め、各種サイドイベントを開催。



PARIS2015
UN CLIMATE CHANGE CONFERENCE
COP21·CMP11

緑の気候基金(Green Climate Fund: GCF)概要

- 開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する基金。
- 2010年の第16回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP16、於:カンクン)で設立が決定。
- 2014年のCOP20(於:リマ)までに、各国より総額約102億ドルの拠出表明。(米:30億ドル、日:15億ドル、英:12億ドル、仏:10億ドル、独:10億ドル、など)
- 我が国は、2015年5月、「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律」が成立したことを受け、GCFに15億ドルを拠出するための取決めに署名。その結果、各国からの拠出総額(約55億ドル)が拠出表明総額の50%に達し、基金が稼働。
- GCFの投資方針として、適応対策と温室効果ガス削減・吸収量増大対策への支援を50:50に配分すること、適応分野への支援の50%以上を後発途上国(LDC)、小島嶼国(SIDS)及びアフリカ諸国を含む気候変動に脆弱な国に配分すること、が決定済。
- 本年末のCOP21(於:パリ)までに、最初のプロジェクト採択を目指し、詳細な制度を構築中。



風力発電の導入支援



護岸壁の建設支援

